

# 令和5年3月新規中学校・高等学校卒業者の求人手続き等について

大分労働局・大分県教育委員会・公共職業安定所（ハローワーク）

## 1 求人の受付開始等について

求人は、早期にその内容等を就職希望者に周知する必要があるため、受付開始日以降は早急に手続きを行ってください。

- (1) 安定所における求人の受付開始
  - 中学校卒業者 **令和4年6月1日以降**
  - 高等学校卒業者 **令和4年6月1日以降**（安定所が確認した求人票を求人者にお返しするのは**7月1日以降**）
- (2) 高等学校における求人の受付開始  
**令和4年7月1日以降**

直接高等学校に申し込む場合であっても「安定所から求人内容及び選考時期についての確認」（印）を受けたものでなければ受理できません」のでご注意ください。

## 2 選考の開始について

学校教育上支障を及ぼすとともに就職希望者の適正な就職選択を阻害する等の恐れがあるため、選考開始期日を厳守してください。

- (1) 中学校卒業者 **令和5年1月1日以降**
- (2) 高等学校卒業者 **令和4年9月16日以降**（推薦開始は、推薦文書の到達が**9月5日以降**となるようにすること）

## 3 会社概要説明等のための学校訪問について

安定所に於いて確認（印）を受けた求人票により、訪問時間は事前に学校へ連絡し了解を得たうえで学校教育に支障のない時間としてください。（夏休み期間を除く、おおむね15時から16時）

- 中学校
  - 高等学校
- }
- 令和4年7月1日**
- （求人の受理・確認日以降）～
- 令和5年3月31日**

## 4 新聞・広告等による文書募集について

- (1) 中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。
- (2) 高等学校卒業者を対象とする文書募集は、卒業年の前年（令和4年）の**6月末日**までは行わないこと。  
**7月以降**これを行う場合は、次の条件によること。
  - a 安定所へ申込みを行った求人であること。
  - b 求人者管轄安定所名、求人受付番号を記載すること。
  - c 求人票記載内容と異なる内容のものでないこと。
  - d 応募を希望する高校生の受け付けは、学校または安定所を通じて行うこと。

## 5 応募前職場見学について

生徒自身が応募先企業を選定・確認する機会を設け、仕事内容に対する誤解を防ぎ、就職後の定着率を向上させるため、応募前（特に夏休み期間を利用した）の職場見学受入れにご協力ください。

## 6 応募書類について

学校卒業者の選考は、本人の有する適性・能力を引出し、これを有効に発揮させるという観点にたって行うべきものであると考えられますが、現在、企業独自で定めている応募書類には、適性・能力と直接関係のない事項が含まれている場合があり、しかもそれらの事項を判断の資料として採否の決定が左右される事実も見受けられる場合がありますので、

- (1) 中学校卒業者については、厚生労働省指定の応募書類「職業相談票（乙）」（各安定所備え付け）
- (2) 高等学校卒業者については、厚生労働省・文部科学省及び全国高等学校長協会が定めた統一応募用紙「履歴書」「調査書」（各高等学校備え付け）

を使用することとし、戸籍謄・抄本、住民票、社用紙等の他の書類の提出は求めないこと。

## 7 複数応募について

高校生については、9月30日以前に応募・推薦を行う場合は従来どおり1人1社制とし、10月1日以降に応募・推薦を行う場合は1人2社までを可能とします。

ただし、1人2社までの応募を認めるかは事業主の判断とするため、求人申込時等に安定所窓口において意向を確認いたします。

## 8 採用選考について

定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いを行わないこと。性別によらず対等な機会をあたえること。また、障がい者等に対しては格別の配慮をお願いします。

なお、採用選考後、内定者に対して「承諾書」を求める場合は、会社側だけに都合の良いような取消し、あるいは留保条件をつけないこと。会社または本人に不測の事態が起きた場合には、会社・本人・学校の三者で十分協議してください。

## 9 使用開始について

新規中学校卒業者の使用開始（実習・研修中の講習等を含む）時期は、労働基準法第56条の規定により令和5年4月1日以降としてください。

新規高等学校卒業者の使用開始（実習・研修中の講習等を含む）時期は、卒業後としてください。

**以上の手続き等について必ず遵守願います。**